

## IV 施策の計画的な推進

計画に位置付けた事業については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第26条の規定に基づき、毎年度実施される「教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価」により達成状況を把握し、その点検及び評価を基に次年度以降の改善・充実を図り、市ホームページ等を活用して公表していきます。

